

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

規 則

○家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則 (畜産課) 一

告 示

○飲酒運転根絶重点区域の指定 (総合交通対策課) 二

○高度公益機能森林の区域の変更 (森林整備課) 二

○所在地を確知できない建設業者の申出 (事業管理課) 二

○道路の区域変更 (道路課) 二

○都市計画事業の認可 (都市計画課) 三

○都市計画事業の事業計画変更の認可(三件) (同) 三

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四

教育委員会

○宮城県指定有形文化財の指定 四

規 則

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二号

家畜人工授精手数料条例施行規則の一部を改正する規則

家畜人工授精手数料条例施行規則(平成十九年宮城県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一肉用牛(特) Aの項中「三、〇〇〇円」を「四、〇〇〇円」に、「九、〇〇〇円」を「一二、

〇〇〇円」に改め、同表肉用牛Aの項中「一、九五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「五、八五〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同表肉用牛Bの項中「九五〇円」を「一、九五〇円」に、「二、八五〇円」を「五、八五〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

肉用牛C	
県内譲渡	ストロー一本につき 九五〇円
その他	ストロー一本につき 二、八五〇円
一頭一回につき 二、七〇〇円	

別表第一備考第二号及び第三号中「社団法人全国和牛登録協会」を「公益社団法人全国和牛登録協会」に改め、同表備考第四号中「肉用牛(特) A及び肉用牛A以外の肉用牛」を「国内産肉用種雄牛であって、公益社団法人全国和牛登録協会が定める種雄牛産肉能力検定(直接検定法又は間接法)若しくは現場後代検定を終了したもの又は産子成績及び産肉成績が判明したものの中から、知事が指定したもの」に改め、同表備考第五号を同表備考第六号とし、同表備考第四号の次に次の一号を加える。

五 「肉用牛C」とは、肉用牛(特) A、肉用牛A及び肉用牛B以外の肉用牛をいう。

別表第二肉用牛(特) Aの項中「二、五〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「七、五〇〇円」を「一〇、二〇〇円」に改め、同表肉用牛Aの項中「二、六〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「七、五〇〇円」に改め、同表肉用牛Bの項中「七〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「四、八〇〇円」に改め、同表に次のように加える。

肉用牛C	
県内譲渡	ストロー一本につき 七〇〇円
その他	ストロー一本につき 二、一〇〇円

別表第二備考第二号及び第三号中「社団法人全国和牛登録協会」を「公益社団法人全国和牛登録協会」に改め、同表備考第四号中「肉用牛(特) A及び肉用牛A以外の肉用牛」を「国内産肉用種雄牛であって、公益社団法人全国和牛登録協会が定める種雄牛産肉能力検定(直接検定法又は間接法)若しくは現場後代検定を終了したもの又は産子成績及び産肉成績が判明したものの中から、知事が指定したもの」に改め、同表備考第五号を同表備考第六号とし、同表備考第四号の次に次の一号を加える。

五 「肉用牛C」とは、肉用牛(特) A、肉用牛A及び肉用牛B以外の肉用牛をいう。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第百三十五号

宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十六号）第十五条第一項の規定により飲酒運転根絶重点区域として次のとおり指定したので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

飲酒運転根絶重点区域	指 定 日	指 定 期 間
仙台市青葉区一番町三丁目及び四丁目並びに国分町一丁目から三丁目まで	平成二十八年二月二十三日	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
仙台市宮城野区榴岡一丁目、二丁目及び四丁目	平成二十八年二月二十三日	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
仙台市太白区長町三丁目、五丁目及び七丁目	平成二十八年二月二十三日	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
仙台市泉区泉中央一丁目	平成二十八年二月二十三日	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
石巻市立町一丁目及び二丁目並びに中央二丁目	平成二十八年二月二十三日	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
塩竈市尾島町	平成二十八年二月二十三日	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
登米市迫町佐沼字中江一丁目から五丁目まで	平成二十八年二月二十三日	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
大崎市古川北町一丁目、台町及び東町	平成二十八年二月二十三日	平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第百三十六号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第七条の五第一項の規定により指定した高度公益機能森林の区域を変更したので、同条第四項において準用する同法第七条の三第四項の規定により、宮城県庁（農林水産部森林整備課）、大河原地方振興事務所、仙台地方振興事務所、北部地方振興事務所、北部地方振興事務所栗原地域事務所、東部地方振興事務所、東部地方振興事務所登米地域事務所及び気仙沼地方振興事務所においてこれを公表する。

平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第百三十七号

次の建設業者については、その営業所の所在地を確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により告示する。

この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、建設業の許可を取り消すことがある。
平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 建設業者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 株式会社梅本工務店 梅本 健	主たる営業所の所在地 仙台市泉区松森字斎兵衛十七番一号	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 第二万六十九号
-------------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

二 申出先

宮城県土木部事業管理課建設業振興・指導班
所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
電 話 〇二二―二二―一三二一六（直通）

○宮城県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
栗原市一迫字新宮前五二番地先から 同市一迫字長崎小坂本無番地先まで	前 A	四・八	二六・九	九〇六・一	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	後 B	一一・〇	五七・六	八七二・六		

○宮城県告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
多賀城市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

- 2 名称

三・四・百四十九号津波復興拠点連絡線

- 三 事業施行期間

平成二十八年二月二十三日から平成三十一年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 取用の部分

宮城県多賀城市八幡字六貫田、字一本柳並びに高橋五丁目地内

- 2 使用の部分

宮城県多賀城市八幡字六貫田地内

○宮城県告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
仙台市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

- 2 名称

三・三・三百二十二号 長町八木山線

- 三 事業施行期間

「平成二年九月四日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二年九月四日から平成三十一年三月三十一日まで」に変更する。

- 四 事業地

- 1 取用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称
塩竈市

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

- 2 名称

三・五・百十五号 新浜町杉の下線

- 三 事業施行期間

「平成二十五年七月十七日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成二十五年七月十七日から平成三十年三月三十一日まで」に変更する。

- 四 事業地

- 1 取用の部分

変更なし

- 2 使用の部分

なし

○宮城県告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
村田町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・四百一号 沼辺足立幹線

三 事業施行期間

「平成十六年二月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで」を「平成十六年二月二十七日から平成二十九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分
変更なし

2 使用の部分
なし

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年二月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

地

黒川郡大和町落合松和田字万五郎二番五十四番

瀬戸 正志

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第五号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三条第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を宮城県指定有形文化財に指定する。

平成二十八年二月二十三日

宮城県教育委員会

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
有形文化財 (彫刻)	木造菩薩立像	一 軀	仙台市太白区長町一丁目七の三四	十八夜観世音堂保存会